

訪問看護さくら 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人日章会が開設する訪問看護さくら(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護さくら
- ② 所在地 鹿児島市南郡元町 24-15

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	—	3名	—	—	常勤兼務の者は管理者と兼務
	准看護師		—	—	—	
理学療法士		—	—	—	—	
作業療法士		—	—	—	—	
言語聴覚士		—	—	—	—	
事務職員		—	1名	—	—	

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 月曜日～金曜日を午前9時00分から午後5時30分
土曜日を午前9時00分から午後1時
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、1kmごとに 500円とする。

3 死後の処置料は、10000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、鹿児島市、訪問看護さくらの周辺 5km以内とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第10条 看護職員等は訪問看護を行った場合に、訪問看護計画及び訪問看護計画書を作成する。

(秘密保持)

第11条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第12条 従業者は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応する。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供中、事故が発生した場合は、鹿児島市役所、利用者の家族及び居宅支援事業所に連絡を行うとともに、南鹿児島さくら病院の医師、看護師等スタッフにより迅速に対応する。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には漏らさない。前項の規定に

かかわらず目的外の利用をしないことを条件に、利用者、家族それぞれから同意を得た場合、利用者及び家族の個人情報についてサービス担当者会議等において居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設等に対し、情報提供できるものとする。

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

(記録の整備)

第 15 条 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付する。

事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービス提供の記録などの写しを交付する。

(虐待の防止のための措置)

第 16 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年 1 回以上)

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

事業所は市町村又は国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 17 条

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施(年 2 回以上)

(2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置

事業所は南鹿児島さくら病院の感染対策指針に準ずる。

(ハラスメント対策)

第 18 条

ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発

(2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

(3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続計画について)

第 19 条

業務継続が困難にならないよう、別途「医療法人日章会の策定する業務継続計画」に従って事業継続する。

(身体的拘束等の適正化)

第 20 条

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(2) 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない、

(その他運営についての重要事項)

第 21 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業

務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人日章会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 19 日 第12条 個人情報の保持について追加

16、虐待の防止のための措置 17、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、18、ハラスメント対策について令和3年4月1日追加

19、業務継続計画について令和 5 年 10 月 1 日追加

20、身体的拘束等の適正化について令和 6 年 4 月 1 日追加